

お亡くなりになられた方に伴う主な手続きについて

手続き項目	手続きの内容	担当課 (松戸市の場合)
国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた方 (住民登録地の市区町村)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 葬儀を行った場合、葬祭費の申請ができません。 ※ 必要書類につきましては、担当課にご確認ください。 ○ 保険証をお返しくください。 	国民健康保険課 国民健康保険の方 TEL366-7353 後期高齢者医療保険の方 TEL366-7342
その他の健康保険に加入していた方	○ 勤務先等の各健康保険組合または、年金事務所にお問い合わせください。	
介護保険に加入していた方 (住民登録地の市区町村)	○ 介護保険被保険者証をお返しくください。	介護保険課 TEL366-7370
各種年金に加入、または受給をしていた方	○ 加入・受給している年金制度によって、手続きの内容・手続き先が異なりますので、ご確認ください。	国民年金課 TEL366-7352 年金事務所 ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165
身体障害者手帳を所持されていた方	○ 身体障害者手帳等をお返しくください。	障害福祉課 TEL366-7348
前年に収入のあった方(その年の1月1日現在の住民登録地の市区町村)	○ 住民税の納税義務が承継される可能性がありますので、市民税課にお問い合わせください。	市民税課 TEL366-7322
土地、家屋及び償却資産の相続がある方	○ 固定資産税の納税義務が承継される可能性がありますので、固定資産税課にお問い合わせください。	固定資産税課 TEL366-7323
戸籍(除籍)謄本が必要な場合 (本籍地の市区町村)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 松戸市に本籍があり、松戸市に死亡届を提出した場合、約10日で戸籍が発行できます。 ※ 交付可能日を事前にご確認ください。 ※ 申請・受領できる方には制限があります。ご確認ください。 	市民課
死亡届(診断書)の写しが必要な場合(死亡届を提出した市区町村および本籍地)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 松戸市に本籍があり、松戸市に死亡届を提出した場合、翌月末頃までは松戸市で、以降は法務局への申請となります。 ※ 法律上、提出が必要な公的機関でのお手続きに限り、発行されます。参考書類をご持参ください。 	TEL366-7340 またはお近くの支所
農地の相続がある方	○ 相続による所有権移転登記完了後、農業委員会への届出が必要です。	農業委員会 TEL366-7387
森林の土地の相続がある方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農政課へ速やかにご相談ください。 ※ 森林の位置により農政課へ届出が必要な場合がございます。 	農政課 TEL366-7328

※ 手続きについての詳細は、住民登録をしていた市区町村(戸籍については本籍地)の各担当課にお問い合わせください。

※ その他にも相続の有無、ご本人様の加入していた制度により、お手続きが必要な場合があります。

松戸市役所 TEL047-366-1111 (代表)